

Q. 医業承継に伴い、出資を法人に買い取ってもらおうと思います。可能なのでしょうか。また、税負担はどうなりますか。

A. 医療法では、持分の有る医療法人の出資持分の譲渡について制限する規定が特にありません。許可を受けなくても出資持分を譲渡することができます。ただし、医療法は剰余金の配当を禁止しています。法人への出資持分について払戻しを受けることは、その法人への出資及び利益剰余金の一部（＝出資額に応じた額）の払戻しを受けることを意味します。このため、医療法人への出資持分の払戻しを随意に受けることはできません。もっとも、厚生労働省の医療法人モデル定款では、医療法人への出資の払戻し請求を、社員からの①除名、②死亡、③退社の3事由に限定しています。この規定を利用して、法人からの退社に合わせて出資持分の払戻しを受けることになります。

【医療法人モデル定款より抜粋】

第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社 …… ★

2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。

◆みなし配当課税の考え方◆

貸借対照表 純資産の部

出資金
利益剰余金

この部分の払戻し相当額は配当の払戻し

なお、解散に伴って、残余財産の引渡しを受けることも可能ですが、解散してしまっては法人の医業承継はできません。

払戻しの際の税負担については、みなし配当課税の対象となります。つまり、出資持分の払戻額からその出資持分に係る払込出資額を差し引いた金額は配当所得の金額とみなされ、払戻しを行う医療法人は、みなし配当の 20.42%（復興特別所得税含む。）相当額を源泉徴収して納付しなければなりません。また、出資持分の払戻しを受けた者は、配当所得の金額につき、他の所得と合算して確定申告を行うことになります。5%～45%の累進税率が適用されることになりますので、他の所得の金額により高税率の課税となってしまうことを予め念頭に置くべきです。